

議案第 9 号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定審査手続に係る建築関係手数料の事務の区分及び額を改め、容積率の特例の許可審査手続に係る建築関係手数料を追加するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)の表から(5)の表まで 略			(1)の表から(5)の表まで 略		
(6) 建築関係手数料			(6) 建築関係手数料		
アの表からコの表まで 略			アの表からコの表まで 略		
サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料			サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料		
手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料を徴収する事務		手数料の金額
長期優良住宅建築等計画の認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質	住宅を新築する場合で、1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。 （共同住宅部）の戸数について申請する場合において、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。）	長期優良住宅建築等計画の認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第3条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅を新築する場合で、1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。 （共同住宅部）の戸数について申請する場合において、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。）
	下「住宅品質	一戸建て 41,			一戸建て 47,

確保法」とい	の住宅	000
う。)第6条		円
の2第5項の	住棟の総	101
規定により長	戸数が5	,00
期優良住宅の	戸以内の	0円
普及の促進に	もの	
関する法律第	住棟の総	163
6条第1項第	戸数が5	,00
1号に掲げる	戸を超え	0円
基準に適合し	10戸以内	
ているものと	もの	
みなされたも	住棟の総	322
の(以下「基	戸数が10	,00
準適合計画」	戸を超え	0円
という。)を	25戸以内	
除く。)の認	もの	
定の申請に対	住棟の総	586
する審査	戸数が25	,00
	戸を超え	0円
	50戸以内	
	もの	
	住棟の総	1,0
	戸数が50	20,
	戸を超え	000
	100戸以内	円
	もの	
	住棟の総	1,8
	戸数が100	90,
	戸を超え	000

の住宅	000
	円
住棟の総	109
戸数が5	,00
戸以内の	0円
もの	
住棟の総	174
戸数が5	,00
戸を超え	0円
10戸以内	
もの	
住棟の総	343
戸数が10	,00
戸を超え	0円
25戸以内	
もの	
住棟の総	614
戸数が25	,00
戸を超え	0円
50戸以内	
もの	
住棟の総	1,0
戸数が50	56,
戸を超え	000
100戸以内	円
もの	
住棟の総	1,9
戸数が100	53,
戸を超え	000

200戸以内 のもの	円
住棟の総 戸数が200 戸を超え 300戸以内 のもの	2,7 06, 000 円
住棟の総 戸数が300 戸を超え るもの	3,3 13, 000 円
住宅を増築し、 又は改築する 場合で、1棟に つき建築物の 住棟の総戸数 に応じ次に掲 げる額とする。 （共同住宅等 において一部 の戸数につい て申請する場 合においても、 住棟の総戸数 に応じた次の 額を適用す る。）	
一戸建て の住宅	62, 000

200戸以内 のもの	円
住棟の総 戸数が200 戸を超え 300戸以内 のもの	2,7 90, 000 円
住棟の総 戸数が300 戸を超え るもの	3,4 18, 000 円
住宅を増築し、 又は改築する 場合で、1棟に つき建築物の 住棟の総戸数 に応じ次に掲 げる額とする。 （共同住宅等 において一部 の戸数につい て申請する場 合においても、 住棟の総戸数 に応じた次の 額を適用す る。）	
一戸建て の住宅	69, 000

	円
住棟の総 戸数が5 戸以内の もの	152 ,00 0円
住棟の総 戸数が5 戸を超え 10戸以内 のもの	244 ,00 0円
住棟の総 戸数が10 戸を超え 25戸以内 のもの	483 ,00 0円
住棟の総 戸数が25 戸を超え 50戸以内 のもの	879 ,00 0円
住棟の総 戸数が50 戸を超え 100戸以内 のもの	1,5 31, 000 円
住棟の総 戸数が100 戸を超え 200戸以内	2,8 35, 000 円

	円
住棟の総 戸数が5 戸以内の もの	163 ,00 0円
住棟の総 戸数が5 戸を超え 10戸以内 のもの	260 ,00 0円
住棟の総 戸数が10 戸を超え 25戸以内 のもの	514 ,00 0円
住棟の総 戸数が25 戸を超え 50戸以内 のもの	919 ,00 0円
住棟の総 戸数が50 戸を超え 100戸以内 のもの	1,5 80, 000 円
住棟の総 戸数が100 戸を超え 200戸以内	2,9 24, 000 円

	のもの	
	住棟の総戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,060,000円
	住棟の総戸数が300戸を超えるもの	4,970,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（基準適合計画に限る。）の認定の申請に対する審査	住宅を新築する場合で、1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。（共同住宅建築等計画等において一部の戸数について申請する場合においても、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。）	
	一戸建ての住宅	8,000円
	住棟の総	15,

	のもの	
	住棟の総戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
	住棟の総戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（長期優良住宅建築等計画について、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住	住宅を新築する場合で、1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。（共同住宅建築等計画等において一部の戸数について申請する場合においても、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。）	
	一戸建ての住宅	6,000円
	住棟の総	12,

戸数が5戸以内のもの	000円
住棟の総戸数が5戸を超え10戸以内のもの	26,000円
住棟の総戸数が10戸を超え25戸以内のもの	41,000円
住棟の総戸数が25戸を超え50戸以内のもの	72,000円
住棟の総戸数が50戸を超え100戸以内のもの	117,000円
住棟の総戸数が100戸を超え200戸以内のもの	196,000円
住棟の総	245

宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による技術的審査を受け、技術的審査適合証の交付を受けた場合)	戸数が5戸以内のもの	000円
	住棟の総戸数が5戸を超え10戸以内のもの	21,000円
	住棟の総戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
	住棟の総戸数が25戸を超え50戸以内のもの	58,000円
	住棟の総戸数が50戸を超え100戸以内のもの	101,000円
	住棟の総戸数が100戸を超え200戸以内のもの	166,000円
	住棟の総	205

戸数が200 ,00 戸を超え 0円 300戸以内 のもの	
住棟の総 戸数が300 ,00 戸を超え 0円 るもの	268
住宅を増築し、 又は改築する 場合で、1棟に つき建築物の 住棟の総戸数 に応じ次に掲 げる額とする。 (共同住宅等 において一部 の戸数につい て申請する場 合においても、 住棟の総戸数 に応じた次の 額を適用す る。)	
一戸建て の住宅	12, 000 円
住棟の総 戸数が5 000	23, 000

戸数が200 ,00 戸を超え 0円 300戸以内 のもの	
住棟の総 戸数が300 ,00 戸を超え 0円 るもの	219
住宅を増築し、 又は改築する 場合で、1棟に つき建築物の 住棟の総戸数 に応じ次に掲 げる額とする。 (共同住宅等 において一部 の戸数につい て申請する場 合においても、 住棟の総戸数 に応じた次の 額を適用す る。)	
一戸建て の住宅	9,0 00 円
住棟の総 戸数が5 000	18, 000

戸以内の もの	円
住棟の総 戸数が5 戸を超え 10戸以内 のもの	40, 000 円
住棟の総 戸数が10 戸を超え 25戸以内 のもの	62, 000 円
住棟の総 戸数が25 戸を超え 50戸以内 のもの	108 ,00 0円
住棟の総 戸数が50 戸を超え 100戸以内 のもの	176 ,00 0円
住棟の総 戸数が100 戸を超え 200戸以内 のもの	295 ,00 0円
住棟の総 戸数が200 戸を超え 300戸以内 のもの	367 ,00 0円

戸以内の もの	円
住棟の総 戸数が5 戸を超え 10戸以内 のもの	32, 000 円
住棟の総 戸数が10 戸を超え 25戸以内 のもの	47, 000 円
住棟の総 戸数が25 戸を超え 50戸以内 のもの	87, 000 円
住棟の総 戸数が50 戸を超え 100戸以内 のもの	151 ,00 0円
住棟の総 戸数が100 戸を超え 200戸以内 のもの	249 ,00 0円
住棟の総 戸数が200 戸を超え 300戸以内 のもの	306 ,00 0円

戸を超え 300戸以内 のもの	0円
住棟の総 戸数が300 戸を超え るもの	403 ,00 0円

戸を超え 300戸以内 のもの	0円
住棟の総 戸数が300 戸を超え るもの	327 ,00 0円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（設計された住宅について、あらかじめ住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」	
住宅を新築する場合、1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。（共同住宅等において一戸建ての戸数について申請する場合において、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。）	
一戸建ての住宅	16,000円
住棟の総戸数が5戸以内のもの	57,000円

						の 物 住 棟 の 総 戸 数 が 300 戸 を 超 え る 物	1,3 61, 000 円
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請 （確 認申 請と 併せ て申 請す る場 合）	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第5条第1項 から第5項ま での規定によ る長期優良住 宅建築等計画 （確の認定の申請 に対する審査 （同法第6条 第2項の規定 による申出を する場合）	略		長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請 （確 認申 請と 併せ て申 請す る場 合）	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第5条第1項 から第3項ま での規定によ る長期優良住 宅建築等計画 （確の認定の申請 に対する審査 （同法第6条 第2項の規定 による申出を する場合）	略	
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定	略	略		長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定	略	略	

申請の項及び長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（確認申請と併せて申請する場合）の項略			申請の項及び長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（確認申請と併せて申請する場合）の項略		
譲受人を決定した場合における	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建	略	譲受人を決定した場合における	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の	略

認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定 申請	建築等計画の変 更の認定の申 請に対する審 査	
地位 の承 継承 認申 請	略	略
容積 率の 特例 許可 申請	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第18条第1項 の規定による 容積率に関す る特例の許可 の申請に対す る審査	1件につき 160,000円

シの表 略

ス 都市の低炭素化の促進に関
する法律関係手数料

認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定 申請	変更の認定の 申請に対する 審査	
地位 の承 継承 認申 請	略	略

シの表 略

ス 都市の低炭素化の促進に関
する法律関係手数料

表 略

備考

1 略

2 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法 第5条第1項 に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する 設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性

表 略

備考

1 略

2 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別

能評価書」という。)(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合する場合に限る。)の写し セの表及びソの表 略 (7)の表から(10)の表まで 略	表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合する場合に限る。)の写し セの表及びソの表 略 (7)の表から(10)の表まで 略
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る建築関係手数料について適用し、同日前の申請に係る建築関係手数料については、なお従前の例による。